

2016年3月5日にカーディフで行われた国際サッカー評議会（IFAB）の年次総会において、IFAB130年の歴史の中で最も広範囲にわたる競技規則の改訂が承認された。

今回の改訂の目的のひとつは、サッカーに関係するすべての人にとって、より読みやすく、理解しやすい競技規則にすることで、1万以上の語句を入れ替え再構築された。もうひとつの目的は、21世紀のサッカーに相応しい競技規則にすることであり、最新のサッカーの状況に対応でき、また、一貫性があり、「フェアプレー精神」を促進するようにされた。

公益財団法人日本サッカー協会（JFA）はIFABの発行した英語版の競技規則を日本語に翻訳し発行しているが、IFABが述べるように今回の改訂が競技規則の全面にわたる広範囲になっており、各所からも様々な質問を受けていることから、IFABの作成したものをベースに幾つかの質問と回答を付け加え、下記の“質問と回答集”を作成した。

競技規則 2016/17 のより深い理解のためにも、ご利用していただければと思う。

なお、競技規則 2016/17 の電子版（日本語）は JFA のホームページ（競技規則 http://www.jfa.jp/documents/pdf/soccer/lawsofthegame_201617.pdf）から、英語の電子版は、IFAB の WEB サイト (www.theifab.com) からダウンロードができる。

第1条 競技のフィールド

Q1: コーナーフラッグに非商業的なロゴを付けることが認められるのはなぜか？

IFAB は、コーナーフラッグに対してボールと同じ基準を適用する。クラブまたは競技会は、商業的広告が含まれていなければ自分たちのロゴをフラッグに付けることができる。フラッグポストには付けられない。

Q2: クラブ独自の判断で、クラブのエンブレムやロゴをコーナーフラッグに付けることは可能か？

原則的には可能であるが、競技会主催者と確認する必要がある。

第3条 競技者

Q1: 1チームが7人未満になると試合を継続できないことは、既に競技規則で定められていると多くの人が認識していたと思われるが、なぜあらためて規定したのか？

これまで IFAB の勧告により 1 チームが 7 人未満になった場合試合を継続すべきでないとし示してきたが、各国サッカー協会（以下、MA）はそれぞれに規定を設けることができたものの、ほとんどの MA は規定しなかったのが競技規則として規定した。

以前から 1 チームが 7 人未満であれば試合を開始できないと規定されていたので、試合全体にこれを適用するのは妥当といえる。

Q2: これまで交代要員やチーム役員がプレーや相手競技者を妨害した場合、その再開は間接フリーキックやドロップボールとなっていたが、なぜ直接フリーキックになったのか？

ゴールライン後方でウォーミングアップ中の交代要員やチーム役員がプレーや相手競技者を妨害する問題が増えており、これを防止する必要がある。直接フリーキック（自分たちのペナルティーエリア内の場合はペナルティーキック）は大きな罰則である。これは、交代要員やチーム役員がペナルティーエリア内に入って得点を止めた場合にとりわけ重要となる。「公正・公平（フェア）」の考え方にとり、ペナルティーキックを与えることで失われた得点の機会を回復させることもできる。

Q3: Q2は「妨害した場合」についてだが、交代要員やチーム役員が無断で侵入したにもかかわらず、プレーや相手競技者を妨害しなかった場合も、試合は停止され直接フリーキックが与えられるのか？

ほとんどの場合は妨害する状況であると考えられる。しかし、実際に妨害していなければ、プレーを優先してそのままプレーを続け、その後、プレーが停止された後に、該当者に必要な処置、例えば、交代要員を警告する、また、チーム役員に「警告相当の行為である」ことを伝える。

主審の判断でプレーを停止したならば、同様に必要な処置をした後、「間接FK」で再開する（第3条に、この状況に対しての規定はないが、その行為の重さから、このような判断ができると思う）。

Q4: 競技者以外人間がボールに触れ、そのボールがゴールに入った場合、主審が得点を認められるようになったのはなぜか？

「公正・公平（フェア）」を確保するための改正であり、アドバンテージの原則を適用する。人または物がボールに触れて、そのボールがゴールに入り、守備側競技者がボールをプレーすることを妨げられていない場合、得点は認められるべきであり、これがサッカーにおいて望ましい。

例えば交代要員やチーム役員が相手競技者のシュートを阻止しようとしたが失敗し、そのままボールがゴールに入った場合、得点を認めることが明らかにフェアである。例外として、相手競技者のゴールに入った場合は、その得点を認めない。

第4条 競技者の用具

Q1: ソックスに貼るテープに関する文章表現が改正され、他の用具も含まれるようになったのはなぜか？

テープ以外（例：アンクルソックス）の、ソックスと異なる色の用具を着用、使用する競技者もいるために変更した。

Q2: 偶発的にすね当てまたは靴が脱げてしまった競技者が、プレーを続けられるのはなぜか？

偶発的に靴またはすね当てが脱げてしまった競技者が直後にプレーを停止しなければならないのは不公平である。次にプレーが再開するまで、その競技者が脱げた靴またはすね当てを履き直さなくても良いとする方が公平だと考えられる。

Q3: 競技者がプレー中に用具を交換して復帰できるのはなぜか？

靴、ショーツ、シャツなどを交換するためフィールドから出た競技者が、審判員の一人から点検を受け、プレーが停止されるまでフィールドへの復帰を許可されないのはフェアではないと広く考えられていた。負傷した後に復帰する競技者の場合は、（ボールインプレー中でも復帰できるという）異なった対応となっている。

（点検を受けた）競技者がプレー中に復帰できるようにすることで、競技者と審判員との間でよく起きるいざこざの原因となるフェアではない状況を解消できる。

なお、競技者は主審から復帰を承認する合図を待たなければならない。

第5条 主審

Q1: 主審がキックオフ前であっても競技者に対して「プレーできないこと（退場）」を命じられるようになったのはなぜか？

競技規則を改正し、フィールドで試合前のウォーミングアップをしているときや選手入場通路に整列しているときなど、試合前に著しく不正な行為があった場合、単に不正行為を報告するだけでなく競技者をプレーさせない権限を主審に与えることとした。

例えば2人の競技者が試合前に争いになった場合、競技のイメージダウンとなる可能性があり、その2人を試合でプレーさせれば、フィールド上での脅威となりかねない。

Q2: 主審がキックオフ前に「プレーできないことを命じられた」競技者の代わりに交代要員のリストから補充することはできるか？ 補充できるならば、その交代要員のリストに新たに交代要員を補充することはできるか？

補充できる。しかし、(ゴールキーパー、フィールドプレーヤーを問わず)交代要員リストに新たに交代要員を補充することはできない。

Q3: キックオフ前に主審が競技者に「プレーをできないことを命じる(退場)」ことはできることとなったが、警告に相当する行為であったことに対して「警告」することはできないのはなぜか？

レッドカードとなる反則は著しく不正なものであり、そうした反則を犯した競技者は試合でプレーすべきではない。しかし、試合前に警告をすることができるようになると、試合開始時に、競技者が既に警告を示されていることを周囲の人々はわからず、混乱を招くおそれがあることから、これらの不正行為については報告にとどめる。

Q4: 何年も前に、競技者が負傷したように装って不正に試合の流れを妨げたり時間を浪費することなどがなく、フィールド上で治療を行うことを禁じるために競技規則を改正したが、なぜあらためて改正することとしたのか？

IFABは、そのような行動が起きていた過去に戻ることを望んでいるわけではない。しかし、警告や退場で罰せられるような挑み方をされた結果として競技者が負傷し、負傷した競技者がフィールドを出なければならず、反則を犯したチームが数的優位となり利益を得るのは不公平である。この変更は「公正・公平(フェア)」さのバランスを取るための試みである。治療や負傷の程度の判断はすばやく完了しなければならず、これができないのであれば、その競技者は退出することとなる。

警告となる反則を犯した競技者が怪我をした場合には適用されず、従来通り、フィールド外に出なければならぬ。

Q5: 相手競技者から警告や退場にはならない程度のタックルを受けたが、競技者は負傷しピッチ内に倒れている。主審の判断でメディカルスタッフをピッチ内に呼び、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるが、警告や退場を命じられるような身体的な反則のときと同様に一度ピッチ外に出ずそのままプレーを続けることが可能か？

この条項は、相手競技者が警告または退場となる反則を犯した場合にのみ適用される。したがって、相手競技者が警告または退場とならない場合、負傷した競技者はそのままプレーを続けることはできず、フィールド外に出なければならぬ。

Q6: Q4と5の質問と回答に「すばやく完了」とされているが、その目安はどの程度のものか？

あくまでも主審の判断だが、主審の許可があった後、ドクターがフィールド内に入り、負傷の状況を確認した後、その競技者がフィールド外に出るためにストレッチャーが必要かどうかを判断している程度の時間であると考えられる。

Q7: 「競技の精神」について規則で言及しているのはなぜか？

主審は競技規則を正しく適用すべきであるが、気配りやコモンセンスを用いてフィールド上にポジティブな雰囲気を作り出すことも必要である。

どのようなレベルであっても、主審は、試合にとって有益になるような方法でレフェリングを行い、各試合の感情面や必要性を考慮することが非常に重要である。

グラスルーツレベルのサッカーにおいてフィールドや用具に小さな問題があった場合、主審はコモンセンスを用いて試合が続行できるかどうか判断しなければならない。IFABは、参加者にリスクや危険が

及ばない限り、主審は試合を続ける努力をすべきだと考える。

Q8: 複数の反則が同時に起こった場合についての規則が変更されたのはなぜか？

これまでの競技規則では、複数の競技者が同時に反則を犯した場合、ドロップボールで再開するとしていた。しかし、競技者がボールを扱った際に相手競技者が著しく不正なファウルをした場合、反則を犯した競技者に主審が退場を命じた後にドロップボールでプレーを再開するのは、非常に奇妙なことであろう。

複数の反則が同時に起こった場合、より重大な反則を罰することが望ましく、またコモンセンスでもある。例えば、どちらの反則が最も重いかは、次の項目により判断する。

- ・懲戒の罰則 退場に値する反則は、警告に値する反則よりも重い。
- ・プレーの再開 直接フリーキックとなる反則は、間接フリーキックになる反則よりも重い。
- ・ファウルの質 ファウルタックルは、ボールを手または腕で扱う反則やシャツを引っばる反則よりも重い。
- ・戦術的な影響 攻撃側競技者の攻撃を守備側競技者が止める反則は、守備側チームの攻撃につながるようになる攻撃側競技者による守備側競技者に対する反則より重たい。

* 例えば、攻撃側競技者と守備側競技者の両方がお互いにシャツを引っ張り合いながら（反則を犯しながら）ボールに向かっている状況では、守備側競技者は攻撃側競技者の大きな攻撃の機会を奪うことになり、攻撃側競技者は守備側競技者が守備のためにボールをプレーできる機会（結果的に守備側競技者チームの攻撃とつながる）を奪った。

主審がファウルとしてプレーを止めたならば、フリーキックは、攻撃側競技者に与えられる。

Q9: 主審の用具が競技規則に加わったのはなぜか？

主審がどの用具を使用すべきか、また各国サッカー協会が主審にどの用具を使用させられるかを明確にするためである。

カメラ、マイクなど第5条で言及されていない電子機器（審判員チームの通信システムを除く）は使用できないことを明確にするのも重要である。

Q10: アドバンテージのシグナルに新たなものが加わったのはなぜか？

主審が両手を伸ばしたままトップスピードで走ることは容易ではない。主審は、例えばカウンターアタック時にトップスピードで走りながらアドバンテージを示すことが必要な場合、片手で示すことも可能となった。

しかしながら、アドバンテージをより明確に示すために、両手を用いたシグナルを使用することが原則であることには変わらない。

第6条 その他の審判員

Q1: 第6条の条文名に副審という名称が使われなくなったのはなぜか？

試合を担当する審判員には、主審と副審の他、「第4の審判員」および「追加副審（日本においてはJ3各節1試合で実施中）」がいる。

また、IFAB下によって「ビデオ副審システム」の実験が行われる予定であり、新たに「ビデオ副審」の役割が加えられた。

これらの審判員の役割を第6条にまとめたため、条文の名称を「その他の審判員」とした

Q2: 追加副審がいる場合、ペナルティーキックを行うときに副審がいるべき正しい位置はどこか？

追加副審はゴールライン上に位置し、ゴールキーパーの動きを観察して、ボールの全体がゴールラインを越えたかどうか判断する。副審は、ペナルティーマーク上のボールに合わせて位置を取り、これがオフサイドラインとなる。

ボールがゴールキーパー、ゴールポストまたはクロスバーからはね返った場合、副審はオフサイドになるかどうか判定できるように位置を取る。

第7条 試合時間

Q1: 前半、後半終了時にアディショナルタイムを設ける理由の一覧に、なぜ医療・給水のための休憩（クーリングブレイク）が加えられたのか？

天候条件によっては、競技者が一定間隔で水分補給を行うことが重要であるという医療上の理由である。これらの休憩に関する第7条の記述において、競技会は医療上の理由による飲水タイムやクーリングブレイクを自らの規定に盛り込めるとしている。

第8条 プレーの開始および再開

Q1: キックオフでボールを後方にけることはできるか？

できる。キックオフはボールをどの方向にもけれるようになったが、競技者が相手競技者のハーフ内に立っていた場合、主審はその競技者を自分のハーフに留まるよう指示する。

Q2: 明らかに動くとはどういう意味か？

特にコーナーキックの際、相手競技者にはまだボールがインプレーになっていないかのように、競技者がボールに軽く触れた後、そのチームメイトがボールをドリブルするような行為が見受けられ「公正・公平（フェア）」に関わる問題が増えてきた。

今回の改正で、ボールは明らかに動かなければインプレーにならないと競技規則に明記した。「明らか」とは、主審の判断となるが、周囲から見ても明白に動いていることが確認できることである。

Q3: 主審がドロップボールを「意図したとおりにする」ことが認められないのはなぜか？

この改正は、主審には誰がドロップボールに参加するのか、どちらの方向にボールがけられるのか決定する権限がないことを明確にしたものである。

「公正・公平（フェア）」の観点からも、誰がボールをけるか、どこにけるかについては競技者同士で合意するもので、だれがドロップボールに参加するかしないかも含めて競技者側が決めたものに主審は従うものである。ドロップボールは、両チームに対してフェアである「中立的な」再開方法であり、主審が指示して行うものではない。

第10条 試合結果の決定

Q1: ペナルティーマークからのキックでどちらのゴールを使用するか決めるとき、主審がコイントスで決定しなければならないと規則で明記されるようになったのはなぜか？

特に一方のエンドには一方のチームのサポーター集団がおり、反対のエンドには相手チームのサポーターたちがいる場合、どちらのゴールを選ぶか主審が決定するのは簡単ではない。他に考慮すべきこと（安全、グラウンド状態また太陽の向きや風の方向など）がなければ、コイントスが最も「公正・公平（フェア）」な方法である。

Q2: 試合開始時だけでなく、ペナルティーマークからのキックを行う間も、両チームの競技者が同数でなければならないのはなぜか？

一方のチームの競技者が10人で他方のチームの競技者が11人だった場合、ペナルティーマークからのキックが11本目まで進めば10人のチームに有利となる。なぜなら、10人のチームは最もうまいキッカーに2本目のキックをけらせることができるのに対し、11人のチームは（最も苦手な）11人目競技者がけることになる。

この原則は、これまでペナルティーマークからのキックの開始前にのみ適用されていたが、ペナルティーマークからのキックが終わるまで引き続き適用する方が理にかなっている。チームが負傷や病気により競技者を減らす場合や、競技者が退場になった場合も適用する。

Q3: ペナルティーマークからのキックを行っている間に人数を減ずる場合、既にキックを終えた競技者を減じることができるか？

できる。

Q4: ペナルティーマークからのキックを開始する前、なぜ主審はキッカーの順番や背番号を知る必要がないのか？

競技者がキックを行う順番は、チームにとっての戦術的な責任である。主審の責任は、チームのメンバー全員が1本目のキックを終えるまで、どの競技者も2本目をけることがないようにすることである。

Q5: 負傷によりフィールドを退き、試合終了の笛が吹かれた際に治療を受けていた競技者は、ペナルティーマークからのキックに参加できるか？

参加できる。正当な理由（負傷、用具の交換など）で一時的にフィールドを離れていた競技者は、ペナルティーマークからのキックに参加することを認められる。ただし、試合終了の笛が鳴った後に選手交代を行うことはできない。

Q6: ペナルティーマークからのキックが完了し、得点が認められない状況になるのはどのようなタイミング（状況）になった時か？

ペナルティーマークからのキックは、ボールの動きが止まった（ゴールキーパーが保持した場合を含む）、ボールがアウトオブプレーになる、またはキッカーが反則を犯したときに終了となる。

ゴールキーパーがボールをセーブしかけたが、依然としてボールがゴールに向かって動き続けている場合は、ボールはまだ「インプレー」である。

Q7: ペナルティーマークからのキックが開始する前、また、開始された後、ゴールキーパーの交代はいつ行えるか、また、誰と交代できるか？

ゴールキーパーの交代はいつでも行うことができる。キックに参加することができる競技者、交代要員（チームが交代の最大人数を使用していない場合）、または、ペナルティーマークからのキックで両チームの競技者数を等しくするため除外された競技者のうち一人と交代できる。

Q8: ペナルティーマークからのキックを行っている間に競技者がフィールドから出ることを希望した場合、主審はどうすべきか？

キックを遅らせることなく、キックの順番までに（チームの残りの競技者全員がキックを終えるときまでに）復帰するよう、その競技者に注意しなければならない。これが守られない場合、その競技者のキックは無効（得点なし）として記録される。

これは、競技者が不正な理由によりフィールドを離れる恐れがあるためである。その理由として、監督から戦術的な指示を受ける、キックを遅らせて相手競技者にプレッシャーを与える、さらには八百長

の関与などがあげられる。

Q9: 第3条 Q1 に1チームが7人未満になると試合を開始または継続できないと規定されているが、これは「ペナルティーマークからのキック」にも適用されるか？

適用されない。

Q10: ペナルティーマークからのキックで、キッカーが不正なフェイントをした場合、主審はどうすべきか？

キッカーを警告する。キックの結果にかかわらず、そのキックは無効（得点なし）と記録する。

第11条 オフサイド

Q1: ハーフウェーライン上にいる競技者がオフサイドになることはあるか？

オフサイドになることはない。オフサイドに関してハーフウェーラインは「中立」であり、競技者が相手競技者のハーフ内にいなければ、オフサイドポジションになることはない。

Q2: オフサイドの判定をするとき、競技者の腕や手は競技者の体の一部とみるのか？

オフサイドポジションかどうかの判定をする場合、手や腕は考慮しない。これはゴールキーパーを含めすべての競技者に当てはまる。

Q3: 新しい競技規則により、オフサイドで与えられた間接フリーキックを競技者自身のハーフ内で行えることになったが、なぜこうするのが正しいのか？

正しい理由は、次のとおりである。

- ・ 競技者が自分のハーフ内にいるときはオフサイドポジションに位置することにはならないが、
- ・ 競技者がオフサイドポジションから自分のハーフ内に戻ったときは、オフサイドの反則となる場合がある。

ゴールエリア内で反則が犯された場合は例外であるが、競技規則の基本的な考え方として、フリーキックは必ず反則が起こった場所で与えられることになっている。そのため、この考え方をオフサイドにも適用するのは理にかなっている。

Q4: オフサイドポジションにいた攻撃側競技者がボールに触れようとした瞬間とほぼ同時に守備側競技者がボールに触れたと場合（例えば、その競技者がボールを追いかけ、まさにボールに触れようとしたとき、相手（守備側競技者）のプレーを妨害した）、間接フリーキックが与えられる場所は、攻撃側競技者が妨害した地点、または守備側競技者がボールに触れた地点のどちらとなるのか？

間接フリーキックが与えられる場所は「オフサイドが成立した場所」となっているので、「攻撃側競技者がプレーを妨害した（ボールに触れる）」が再開場所となる。

なお、今回の改正に伴い、「干渉（Interfere）」を「妨害」という表現に変更した。これは「妨害」という表現に変更することで、より直接的な行動がオフサイドの反則になると考えられるため、守備側競技者がボールに触れるだろう位置と、オフサイドポジションにいた攻撃側競技者が妨害した（ボールに触れた）と判断された場所は、大きく離れていることはないと考えられる。

Q5: オフサイドの判断をするため、相手競技者が攻撃している間にフィールドから離れた守備側競技者を理論上ゴールライン上にいるとみなすのはどれくらいの間か？

(しばしば負傷のため) フィールドから離れた守備側競技者が、次にプレーが停止するまでゴールライン上やタッチライン上に留まることが余儀なくされることある。このような場合、この守備側競技者はオフサイドの判断のため、ゴールライン上やタッチライン上にいるとみなされ、引き続き「プレーにかかわっている」と判断されるが、プレーがそのまま長時間続いた場合、守備側チームにとって不公平な状況となる。

今回の改正で、守備側チームが「ハーフウェーラインに向けてボールをプレーし、そのボールがゴールラインと平行なペナルティーエリアのラインよりハーフウェーライン方向に出た」後は、その「プレーにかかわっている段階」は終了し、オフサイドの判定においてその守備側競技者は「プレーにかかわっていない」状態になることを明確にした。

この状態になったことは、副審が主審と適切にコミュニケーションを取って判断することが原則だが、主審に伝えられない状況においては副審が自ら「その競技者がプレーにかかわっていない」と判断し、新たなオフサイドラインに位置する。

Q6: Q5 と同じ状況で、守備側チームが、ハーフウェーライン方向ではなくタッチライン方向に向けてボールをプレーしてペナルティーエリアを出た場合はどのように考えるのか?

引き続きゴールライン上で「プレーにかかわっている」と考える。

Q7: Q5 と同じ状況で、攻撃側競技者が相手競技者のペナルティーエリア内からハーフウェーラインに向けて(後方に)ボールをプレーした場合は、どのように考えるのか?

引き続きゴールライン上で「プレーにかかわっている」と考える。

Q8: 今回の改正において、オフサイドに関わる状況下の負傷した守備側競技者の対応について示された。もし、オフサイドとは関係のない状況で、負傷した競技者が治療の目的で主審の承認を得ることなくフィールドを離れた場合は「警告」の対象となるか?

原則として、負傷した競技者であってもフィールドを離れる時は、主審の承認を得なければならない。ただし、負傷した競技者が「治療」のためではなく、自身が競技を続けられないことを示すために、フィールドから離れるという行動は理解できる。

しかしながら、「治療」を受けるためにフィールドから離れる必要があるときは、前述の原則のとおり、主審の承認を得る必要があり、その手続を怠った競技者は「警告」の対象となる。

Q9: ゴールネット内にいる攻撃側競技者がオフサイドで罰せられることはあるか?

その競技者がオフサイドポジションにいて(守備側競技者が同じレベルに2人いない)、オフサイドの反則を犯したならば、罰せられる。

第12条 ファウルと不正行為

Q1: 接触を伴う反則があった場合でも間接フリーキックを与えることはあるか?

ない。相手競技者との接触を伴う(危険なプレーを含む)反則は、すべて直接フリーキックで罰せられなければならない。

Q2: 退場の対象となる反則(2回目の警告を含む)に対して主審がアドバンテージを適用し、その後、反則を犯した競技者が試合に関与した場合、間接フリーキックを与えるのはなぜか?

これまでも競技者が退場となる反則を犯したが相手競技者に決定的な得点の機会がある場合、主審はアドバンテージを適用できると定めていた。しかし、次にプレーが停止するまで反則を犯した競技者が退場にならないため、その競技者が得点をしたり、得点を阻止する可能性もある。本来ならば、その競技者はフィールド上にいるべきではないため、明らかに不公平である。

今回の改正で、その競技者がプレーに関与したらすぐに主審がプレーを停止し、その競技者を退場させるとした。この場合、その競技者がその時に直接フリーキックの対象となる反則を犯していなければ、間接フリーキックで再開する。

これは「一発」退場の対象となる反則のみならず、2回目の警告で退場となるケースでも適用される。

Q3: 手または腕でボールを扱う反則に対する警告の解釈が変更されたのはなぜか？

主審の何人かは手または腕でボールを扱う反則すべてを「相手競技者がボールを保持するのを妨げる」として解釈して警告の対象とし、手または腕でボールを扱う反則すべてを警告で罰してきたが、これは競技規則の意図するところではない。

手または腕でボールを扱う反則によって相手競技者に影響を与えた場合、他のファウルと同様に「大きなチャンスとなる攻撃を阻止または妨害した」場合は警告とされる。

Q4: 接触を伴わない反則にもかかわらず乱暴な行為となるのはどのような場合か？

第12条で「けろうとする」「打とうとする」ことは反則になるとしている。反則を犯す試みが罰せられることになる。競技者が相手競技者から逃げて殴られなかったり、けられなかったりしても、その乱暴な行動が著しく不正なものであることには変わりがない。

乱暴な行為を試みることはサッカーにおいて決して許されるものではなく、退場の対象となる反則として罰せられなければならない。

Q5: (ボールに挑んでいないときに) 人の頭や顔を打つことが乱暴な行為とみなされるのはなぜか？

サッカーにおいては、意図的に人の頭や顔を打てば、その競技者は退場させられると考えられている。その力が本当に小さいものでない限り、頭や顔を打つことは非常に危険性が高く、サッカーではこうした受け入れがたい行為を防止しなければならないことから、退場の対象とする。

Q6: 相手競技者ではない者に対する反則が直接フリーキックの対象となったのはなぜか？また、これには、異議が含まれるか？

これまでの競技規則では、競技者が例えば味方競技者、交代要員、チーム役員、あるいは、もっと問題になるのは審判員だが、これらを打ったならば、著しく不正な行為を犯したことから退場を命じられていたものの、再開方法は間接フリーキックであった。

この対応ではこの反則がそれほど著しく不正なものとして扱われていないように思われることから、今回の改正により、相手競技者を含む、誰に対しても、直接フリーキックとなる反則を犯せば、相手競技者に直接フリーキックが与えられる、それが自分のペナルティーエリアで犯されたならばペナルティーキックが与えられることとした。

なお、この反則には「異議」は、含まれない。

Q7: 異議を受けてプレーを停止した場合、主審はどの方法でプレーを再開するか？

異議を示した競技者を罰するためにプレーを停止した場合、間接フリーキックで再開する。

Q8: フィールド外で反則があった場合、フリーキックが与えられるのはなぜか？

2人の選手が「通常の」プレーの一環としてフィールドから出て、1人の競技者がもう1人を押さえて、フィールドに戻ってボールを取るのを妨げたので、主審がプレーを停止し、その競技者を警告する。このことには誰もが納得するだろうが、試合をドロップボールで再開することに納得する人はいないのではないと思われる。

反則があった場所から最も近い境界線上でフリーキックを与えることの方が好ましく、その位置が競技者自身のペナルティーエリア内になる場合(ペナルティーエリア内のゴールライン上)になったならば、ペナルティーキックを与える。

Q9: 決定的な得点の機会を阻止する反則に対する「三重罰」が、ペナルティーエリア内での反則に変更されたのはなぜか？

ペナルティーキックを与えることでファウルによって失った決定的な得点の機会を実質的に「回復させる」ことになるのが主な理由である。

ペナルティーキック、退場、次試合出場停止という三重罰は重過ぎると考えられていたため、退場を警告とした。ただし、これは決定的な得点の機会を阻止する反則のうち、ボールにプレーしようと試みたまたはボールをプレーしようとして相手競技者に挑んだがファウルになってしまったものに限られる。

Q10: ペナルティーエリア内で決定的な得点の機会を阻止する反則は、すべて警告の対象となったのか？

すべての反則が対象となる訳ではない。競技規則が改正された点は、ペナルティーエリア内でボールにプレーしようと試みた、または、ボールをプレーしようとして相手競技者に挑んだ結果、相手の決定的な得点の機会を阻止する反則を犯してしまった場合のみが対象となる。

決定的な得点の機会の阻止のうち、次のケースは、これまでどおり退場が命じられる。

- ・手または腕でボールをプレーする。
- ・手または腕で、押さえる、押す、引っ張る。
- ・ボールをプレーしようと試みず、意図的につまずかせることなどを試みる。
- ・ボールをプレーするチャンスや可能性がない状況で、反則を犯す。
- ・反則がフィールド上のどこであってもレッドカードで罰せられるものであるとき。

Q11: ペナルティーエリア外で決定的な得点の機会を阻止する反則が警告で罰せられることはあるか？

ない。ペナルティーキックと違い、フリーキックは直接、決定的な得点の機会にはならず、その反則によって阻止された決定的な得点の機会を「回復」させる対象とは言えない。すべてのペナルティーエリア外で決定的な得点の機会を阻止する反則に対しては、これまでどおり、退場が懲戒の罰則となる。

第 13 条 フリーキック

Q1: フリーキックを「妨げる」と「インターセプトする」ことの違いは何か？

フリーキックを行うとき、近くにいる相手競技者がキックを妨害した場合、警告で罰せられなければならない。

しかし、相手競技者が 9.15m 離れないうちに競技者がフリーキックをすばやく行い、キックの後に相手競技者がボールを保持した（インターセプトした）場合は、（ボールから 9.15m 以内の距離であっても）、キッカーがすばやくフリーキックを行うが、それが奪われるというリスクを負ったことになる。

キックを行った後のインターセプトというプレーは、認められる。

第 14 条 ペナルティーキック

Q1: ペナルティーキックが完了（終了）するのはどのタイミングか？

ゴールキーパーが保持したときを含めボールの動きが止まった時、ボールが境界線から出てアウトオブプレーになったとき、または、主審がプレーを停止したとき、ペナルティーキックは完了（終了）する。

Q2: ペナルティーキックを行うキッカーが不正なフェイントをした場合、ボールがゴールに入っても、

相手競技者に間接フリーキックが与えられるのはなぜか？

キッカーがボールをける状態に入った後、その動作を意図的に止めるというフェイントをして利益を得た場合、キッカーは、競技規則に反する行為を行ったことになる。これは意図的な反スポーツ的行為であるため、警告の対象となると共に、その競技者が再び得点の機会を得ることはふさわしくないため、相手競技者に間接フリーキックが与えられる。

Q3: ペナルティーキックを行うときにゴールキーパーが競技規則に違反し、ボールがゴールに入らずキックをやり直しとなった場合、ゴールキーパーが警告の対象となるのはなぜか？

ボールがキックされる前にゴールキーパーがゴールラインから前方に動くことは（または、その他の方法で違反した）ペナルティーキックの結果に直接影響するものである。

キッカーのフェイントに対する罰則を厳しくして警告としたが、これと整合性をとることになり、さらには、ゴールキーパーがキックの前に前方に動くなどの行為を抑止することにつながる。

Q4: 早く侵入した競技者に警告を与えないのはなぜか？

キッカーまたはゴールキーパーの競技規則による不正行為は、ペナルティーキックの結果に直接影響する可能性がある。しかし、他の競技者の侵入は、ペナルティーキックの結果に直接影響しないので、警告に値する不正とは言えない。

Q5: ボールを後方にけた場合、間接フリーキックを与えるのはなぜか？

競技規則は、ペナルティーキックの場合ボールを前方にけることを求めている。前方にけらなければ手順のとおりにならず、得点にはならず、相手競技者に間接フリーキックが与えられる。

ペナルティーキックが後方にけられたボールがシュートされゴールに入った場合、ペナルティーキックから直接得点したわけではないので、この違反があってもキックを再び行うことはない。

第 15 条 スローイン

Q1: 手に関する文言を変更したのはなぜか？

片方の手でボールを投げ、ボールに添えるだけにもう一方の手を使用することは認められない。ボールは両手で投げなければならないことを強調するため、競技規則の文言を改正した。

第 16 条 ゴールキック

Q1: 第 16 条を変更し、「静止している」という言葉をハイライトしているのはなぜか？

これまでの競技規則では、ゴールキックの際にボールが静止して（動かずに）いなければならないとはどこにも書いておらず、これは IFAB が改訂作業を始めた際の大きな疑問のひとつであった。

何年も前に、時間の浪費を防ぐためゴールキックはゴールエリアのどこからでも行うことができると改正されたが、その時の「静止」という文言の入れ忘れと考えられる。

第 17 条 コーナーキック

Q1: コーナーキックからの「オウンゴール」による得点はほとんどありえないはずだが、なぜ競技規則で言及しているのか？

規則では起こり得るすべての状況を網羅するよう努めており、傾斜したフィールドで風が非常に強い

場合には、これが起こる可能性がゼロとはいえない。

その他 適用開始日

Q1: すべての改正を全部同時に適用するのではなく、この夏の大会は一部の条文のみを適用し（例えば「ペナルティーエリア内における決定的な得点の機会の阻止」のみ）、来年の4月までに順次適用拡大していくといった運用は可能か？

認められない。すべての改正は、同時に適用されなければならない。